

公益通報者保護に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、やっちら保健室運営協議会（以下、本会という）における、法令違反ないし不正行為による不祥事の防止及び早期発見、自浄作用の向上、風評リスクの管理、並びに社会的信頼の確保を目的とする。

(対象者)

第2条 この規程は、本会の役員及び会員に対して適用する。

(通報等)

第3条 本会の役員及び会員の不正行為が生じ、又は生じるおそれがある場合、本会の役員及び会員は、この規程の定めるところにより通報等を行うことができる。

2 前項の規定による通報者は、この規程により保護の対象となる。また通報者に協力した者も同様とする。

3 前項の規定により、本会の役員及び会員は、この規程に基づく通報等を積極的に行うよう努めるものとする。

(通報等の方法)

第4条 この規程に基づいて通報等を行う場合、コンプライアンス担当理事またはコンプライアンス委員会に対して、電話、電子メール又は直接面談する方法等により通報等を行うことができる。

(通報等の対応)

第5条 コンプライアンス担当理事またはコンプライアンス委員会は、通報等について受け付け、その対応を行うものとする。ただし、個人に関する根拠のない誹謗中傷は受け付けないものとする。

(通報等に基づく調査)

第6条 通報等を受けたコンプライアンス担当運営委員またはコンプライアンス委員会は、通報等を受けた日から速やかに調査を行う。又は正当な理由がある場合は調査を行わないものとする。

2 通報等に基づく調査において、通報等の対象となった者は、公正な聴聞の機会と通報内容への反論及び弁明の機会が与えられるものとする。

3 本会の役員及び会員は、通報等に基づく調査に対して積極的に協力し、知り得た事実について忠実に真実を述べるものとする。

(公正公平な調査)

第7条 通報等を受けたコンプライアンス担当理事またはコンプライアンス委員会は、その事実の有無及び内容について、公正かつ公平に調査を行うものとする。

2 前項の調査において通報者の名前を開示する必要がある場合であっても、通報者の同意を得なければ、通報者の氏名を開示することはできないものとする。

(調査結果に基づく対応)

第8条 前条の調査結果が重大である場合には、コンプライアンス担当理事は直ちに違法行為を中止するよう命令する等、必要な措置を講じる。

(情報の記録と管理)

第9条 通報等を受けたコンプライアンス担当理事は、通報記録をとりまとめ、保管するものとする。

(不利益の禁止)

第10条 本会の役員及び会員は、通報者の氏名等を知り得た場合、通報等の行為を理由として、通報者に対する懲罰、差別的処遇等の報復行為、人事考課への悪影響等、通報者に対して不利益になることをしてはならない。

(公益通報者保護制度のための教育)

第11条 本会は、役員及び会員に対して、公益通報者保護制度に関する研修を行い、また役員及び会員は本会の倫理規程を含むこれらの事項について、定期的に研修を受けるものとする。

(改 廃)

第12条 この規程の改廃は、総会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、令和4年5月29日から施行する。(令和4年5月29日会員による臨時総会にて議決)